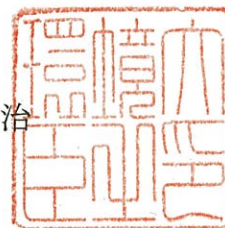


諮問第484号
環自総発第1803085号
平成30年3月8日

中央環境審議会
会長 武内 和彦 殿

環境大臣 中川 雅 治



愛玩動物用飼料の規格の改正について（諮問）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第5条第2項の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求める。

記

次の成分に係る愛玩動物用飼料の成分規格を改正することについて

砒素

ペットフード小委員会の設置について

平成20年7月8日
動物愛護部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 動物愛護部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、ペットフード小委員会を置く。
- 2 ペットフード小委員会は、以下についての検討を行う。
 - (1) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第5条に基づく基準規格の設定、改正又は廃止に関する事項
 - (2) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第7条に基づく愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売の禁止に関する事項
- 3 部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 4 ペットフード小委員会の決議は、部会長の同意を得て、動物愛護部会の決議とすることができる。

ペットフード中の砒素（ヒ素）の基準値の見直し

<ヒ素の特性>

- ・天然に広く分布する元素であり、有機ヒ素に比べて無機ヒ素は毒性が高いことが確認されている。
- ・魚介類の総ヒ素濃度は、他の食品より概して高く、総ヒ素に占める無機ヒ素の割合は、魚介類で0.5～10%程度（US Environmental Protection Agency）との報告がある。
- ・犬猫が、高濃度のヒ素を含有するペットフードを食べ続けることにより、嘔吐や下痢等の症状を引き起こす可能性がある。

<見直しの経緯>

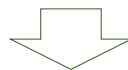
現行：ペットフード中の総ヒ素の基準（15 mg/kg）※1

（魚介類を含むペットフードの実態調査の結果にALARA※2の原則を適用し設定）

※1 愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令では「砒素 15 μg/g」と表記

※2 国際的に汚染物質の基準値作成の基本で、食品中の汚染物質を無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべきという考え方

- 平成26年の農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会において無機ヒ素の分析法が普及した段階で無機ヒ素の基準を検討する方針とした。
- 今般、検査機関である（独）農林水産消費安全技術センターにおいてペットフード中の無機ヒ素の分析方法の策定に目処が立った。



ペットフード中の無機ヒ素の基準値設定について
現行規制（総ヒ素の基準）の扱いを含めて検討
※現在、農林水産省（農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会）にて検討中



検討が終了次第、中央環境審議会動物愛護部会ペットフード小委員会の開催を予定
（農業資材審議会飼料分科会との合同開催を予定）

ペットフードの基準・規格設定について

有害微生物、重金属、かび毒、残留農薬、添加物等



- ペットフードによるペットへの被害事例の有無
- ペットフードに使われる原料の汚染状況
- 犬・猫への健康被害・影響の強さ
- 諸外国における規制状況



基準・規格設定・改正の必要性が生じる



中央環境審議会に諮問
(環境省)

農業資材審議会に諮問
(農林水産省)

農業資材審議会飼料安全部会で審議

中央環境審議会動物愛護部会
ペットフード小委員会

農業資材審議会飼料分科会

合同会合で審議

パブリックコメント及び WTO/SPS 通報

基準・規格の設定・改正